保健福祉だより

3月

◎事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
1	火	予防接種「ポリオ」午後1時15分～	生後3か月～7歳6か月児まで	保健福祉センター
2	水	機能訓練（後遺症者の集い）	脳卒中及びその他後遺症者	
3	木	ひよこ学級 午前9時30分～	平成15年4月1日～平成16年3月31日生まれの乳幼児とその保護者	
8	火	定例健康相談会 午後1時30分～	一般住民	
15	火	3歳児健診 午後1時15分～	平成13年12月1日～平成14年3月31日生まれ	
16	水	機能訓練（後遺症者の集い）	脳卒中及びその他後遺症者	

犬の取り締まり日　4日(金)、11日(金)、18日(金)、25日(金)

消費生活についての意見や情報提供を“くらしのレポーターを募集”

目　的　安心・安全な消費生活を送れるよう、意見や情報提供などを行なう「くらしのレポーターを募集します。

主な仕事
(1)消費生活に関する意見・要望等の情報提供
(2)不良商品、不当行為（悪質商法など）の情報提供
(3)生活関連物資の価格調査及び試買調査
(4)市が開催する施設見学会・研修会への参加
(5)消費者保護施策への協力

応募資格　新潟市または合併市町村に住所のある18歳以上の人50人（公務員を除く）で1年間継続可能で毎月の価格調査と年間5回程度の研修会に参加できる人。

任　期　4月から1年間

報　酬　年額24,000円

応募方法　2月18日(金)（必着）までにはがきに住所、氏名（フリガナ）、電話番号、性別、生年月日、職業、近くのスーパー名とガソリンスタンド名、レポーター経験の有無（有りの人はその年度）を明記のうえ〒951-8550、新潟市消費生活センター（☎228-1000　内線2412）へ　※応募多数の場合未経験者を優先の上抽選。

年金コーナー

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

保険料を納めていない期間があると、老後の支えとなる老齢基礎年金が減額されたり、もしものときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる場合があります。

国民年金保険料の納付書は国（社会保険庁）から送付されます。納付書が届いたら、忘れずに納付期限（翌月末日）までに納めましょう。

保険料はほとんどの金融機関で納めることはできますが、毎月納めるのは手間がかかります。『うっかり』といった納め忘れを防ぐためにも、便利で確実な口座振替をご利用ください。

口座振替の手続きは、基礎年金番号の分かるもの、通帳、銀行届出印をお持ちの上、金融機関又は社会保険事務所で手続きができます。

被保険者の種別が変わったときは届出が必要です

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入することになっています。

国民年金は、3つの種別に分かれ、本人や配偶者の就職・転職・退職などにより加入種別が変わります。

種別が変わったときには、届け出が必要です。届け出を忘れると、将来、老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、障害・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

加入種別とは次の3つをいいます。

① 第1号被保険者
日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方で、厚生年金や共済組合に加入している方やその配偶者以外の方。（主に自営業者や学生など）

② 第2号被保険者
厚生年金・共済組合に加入している方（サラリーマン・公務員等）

③ 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方。

なお、届け出先は変更となる加入種別により次のようになります。

・第2号・第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変わるとき
←
住所地の市町村の国民年金担当窓口

・第1号・第2号被保険者から第3号被保険者に種別が変わるとき
←
配偶者の勤務する事業所

種別の変わる節目節目には、忘れずに手続きをしましょう。

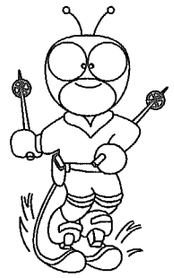

ごそんじですか？ 検察審査会

「交通事故や詐欺などの被害にあって、警察や検察庁に相手（加害者）を処罰してくれるよう求めたのに、検察官は加害者を不起訴処分にしてしまい裁判にかけてくれない。」という方は検察審査会に相談してください。

検察審査会は、選挙権のある国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、検察官がした不起訴処分が正しいかどうかを審査します。

○審査の申立てや相談の内容についての秘密は守られます。

○審査の申立てや相談には、一切費用はかかりません。

＊　＊

検察審査会をもっとよくお知りになりたい方のためには、貸出用のVHS用ビデオ映画があります。

印鑑をお持ちの上、新潟検察審査会事務局にお越しください。

無料でお貸しします。

〒951－8511
新潟市学校町一番町1番地
新潟地方裁判所内（4階）
新潟検察審査会事務局
☎222－4131番（代表）

●3月休日救急在宅当番医●

［外科系］（午前9時～午後6時）

6日	分水町	榊原医院 ☎0256-97-5111
13日	巻町	松村醫院 ☎0256-72-1151
20日	吉田町	県立吉田病院 ☎0256-92-5111
21日	西川町	高橋整形外科クリニック ☎0256-70-4020
27日	巻町	町立巻病院 ☎0256-72-3111

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ
☎0256－72－5499

シルバー人材センター 入会説明会

シルバー人材センターでは、仕事を通じて地域に貢献する健康で働く意欲のある、概ね60歳以上の方を募集しています。

先ずは入会説明会にご参加ください。

○とき　2月25日(金)
午後1時30分～

○ところ　白根市産業厚生会館（1F大会議室）

○問い合わせ　白根地域シルバー人材センター
☎373－2154

歯の健康Q&A

Q 高齢で歯科医院に通院できない家族がいます。自宅で歯科治療を受けることはできますか。

A 現在新潟県では、歯科医院で治療を受けることが困難なお年寄りや障害者のいるお宅を対象に、歯科医師と歯科衛生士による在宅訪問歯科診療を行なっています。この制度は歯科疾患の予防や治療、およびリハビリテーションを促進し、歯科保健水準の向上を図ることを目的に行なわれています。診療の内容は、歯科検診、入れ歯の修理・新製、むし歯、歯周病の治療等さまざまです。

在宅訪問歯科診療をご希望の方は、最寄りの保健所または身近な保健師さんにご相談ください。また、希望する歯科医師または近隣の歯科医師による訪問歯科診療を受けることもできます。

新潟県歯科医師会

月曜日及び休日における年金相談業務について

◎月曜日における年金相談について

月曜日（月曜日が休日となる場合は直後の開庁日）における年金相談については、受付時間を午後7時まで延長して実施します。

ただし、2月28日(月)は午後5時までで受付を終了させていただきます。

◎休日における年金相談について

休日である、土曜日及び日曜日を開庁し、午前9時30分から午後4時までの受付で年金相談をします。

実施日は、2月19日(土)、2月20日(日)、3月12日(土)、3月13日(日)です。

お問い合わせ
三条社会保険事務所
☎0256－32－2239